

この書類を県税事務所に提出すると、自動車税の還付金は譲受人に支払われます。よくお読みください。

様式第1号 (平成23年6月20日改正)

### 自動車税過誤納金の還付請求権譲渡通知書

年 月 日

茨城県 県税事務所長 殿

≪譲渡人(納税義務者)≫

住所(所在地) 〒 -

氏名(名称)

代表者名

連絡先(電話番号) ( ) -



私は、次の過誤納金(還付加算金を含む)に係る還付請求権を下記の譲受人に譲渡しましたので通知します。

譲受人	住所(所在地)				
	氏名(名称)	フリガナ	連絡先(電話番号)	( ) -	
過誤納還付金	自動車の登録番号			税金の年度(課税年度)	還付の発生事由及びその年月日
	水戸 土浦 茨城 つくば	かな	年度	1 抹消 2 超過納付 3 その他 ( )	年 月 日

#### 注意事項

- この書類は、還付原因の発生した日から1週間以内に提出してください。また、還付の発生が確認できる書類(抹消登録や非課税であること等が確認できる書類)を添付してください。
- この書類は、必ず譲渡人(納税義務者)が自署し、登録印(実印)を押印のうえ、印鑑証明書(原本で発行日から3か月以内のもの)を添付してください。
- 譲渡人の住所・氏名が車検証と異なる場合は、住民票謄(抄)本・戸籍謄(抄)本・商業登記簿謄本等(発行日から3か月以内のもの)の変更の事実が確認できる書類を添付してください。また、2週間以内に納付された場合には、領収証書の写しも添付してください。
- 「自動車税減額賦課決定通知書」及び「自動車税過誤納金還付(充当)通知書」は、譲渡人(納税義務者)へ送付します。
- この書類を提出されても、県税の未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当されることがあるため、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しません。
- 上記過誤納金について口座振替を希望される場合は、右記の口座振替申出欄に記入してください。

口座振替申出欄	
金融機関名	金庫 銀行 本・支店 信用組合
口座種別	1. 普通 2. 当座
口座番号	No.
フリガナ	
名義人氏名	
※譲受人名義の口座に限ります。	